

# 資料

(令和5年度 第2回上越市地域公共交通活性化協議会)



市営バス 各路線の評価結果  
(令和4会計年度 R4.4~R5.3)

区名	No.	路線名	1便当たりの利用者数		評価
			各路線	区全体	
大島区	1	旭線	1.0	1.3	Ⅱ 運行形態の転換等
	2	菖蒲線	1.7		
牧区	1	宇津俣線	2.8	2.4 <sup>※</sup>	Ⅱ 運行形態の転換等
	2	高谷・平山線	1.1		
	3	坪山線	3.0		
頸城区	1	大池線	6.9	6.9	Ⅳ 現状維持
板倉区	1	上関田線	3.1	3.0	Ⅱ 運行形態の転換等
	2	山寺薬師・菰立線	2.9		
清里区	1	櫛池線	0.4	0.4	Ⅰ 路線廃止・互助への転換
名立区	1	東飛山線	7.1	7.1	Ⅳ 現状維持

※牧区は、予約型コミュニティバスを除いた数値



様式第1-2号

令和 年 月 日

新潟県知事 殿

名 称 上越市  
住 所 新潟県上越市木田1丁目1番3号  
代表者の氏名 上越市長 中川 幹太

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 上越市  
住 所 新潟県上越市木田1丁目1番3号  
代表者の氏名 上越市長 中川 幹太

## 2. 登録番号

北新市交第9号

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

## 4. 路線又は運送の区域

## (1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1	農協前	宇津俣	農協前	18.0	
2	牧中学校	高谷	農協前	22.7	
3	牧中学校	南坪山	コミュニティプラザ	22.1	
4	藤尾	ほくほく大島駅	大島診療所前	19.4	
5	菖蒲高原線入口	ほくほく大島駅	総合事務所前	16.0	
6	海洋センター前	大池いこいの森駅	海洋センター前	23.2	
7	うみてらす名立前	宝田小学校前	東飛山	13.8	
8	板倉中学校	針	上関田	18.2	
9	板倉小学校	菰立	山寺薬師	19.4	
10	清里診療所前	清里区総合事務所前	赤池	6.2	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
上越市牧区	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
牧区総合事務所	新潟県上越市牧区柳島 522 番地
大島区総合事務所	新潟県上越市大島区岡 3320 番地 3
頸城区総合事務所	新潟県上越市頸城区百間町 636 番地
名立区総合事務所	新潟県上越市名立区名立大町 365 番地 1
板倉区総合事務所	新潟県上越市板倉区針 722 番地 1
清里区総合事務所	新潟県上越市清里区荒巻 18 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
牧区総合事務所	保有	4		1 ( )		5 ( )	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	持込	※		( )	※ ( )		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	合計	4		1 ( )			
大島区総合事務所	保有	3		2 (1)		5 (1)	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	持込	※		( )	※ ( )		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	

	合計	3		2 (1)		5 (1)	
頸城区総合事務所	保有	4		( )		4 ( )	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込	※	( )	※6 (1)	※6 (1)		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
合計	4		6 (1)		10 (1)		
名立区総合事務所	保有	5		2 ( )		7 ( )	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込	※	( )	※ ( )	※		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
合計	5		2 ( )		7 ( )		
板倉区総合事務所	保有	3		1 ( )		4 ( )	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込	※	( )	※ ( )	※		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
合計	3		1 ( )		4 ( )		
清里区総合事務所	保有			3 ( )		3 ( )	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込	※	1 ( )	※ ( )	1 ( )		
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
合計			4 ( )		4 ( )		

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車

については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること  
事業用自動車については、※欄に記載すること

## 7. 運送しようとする旅客の範囲

上越市

## 8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額 (必要に応じ関係資料を添付のこと)

## 9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

## 10. 添付書類

- ~~(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿~~
- (2) 路線図
- ~~(3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類~~
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- ~~(12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類~~
- ~~(13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類~~

旅客から收受する対価の額

種類		対価の額		適用方法
普通旅客運賃	均一制	大人（中学生以上） 200 円 小児（小学生以下） 100 円 未就学児は無賃		1. 片道 1 回乗車に適用 2. 校区内の小学校児童及び中学校生徒は、登下校時に限りスクールバス通学証の提示により無賃とする 3. 平成 28 年 4 月 1 日から実施
	回数乗車券	200 円券 11 枚つづり 2,000 円 100 円券 11 枚つづり 1,000 円		1. 回数乗車券を使用する際は、普通旅客運賃の金額を適用 2. 適用路線は、上越市市町村運営有償運送の全路線 3. 令和 3 年 4 月 1 日から実施
定期旅客運賃	市営バス学生定期乗車券	大人（中学生以上） 1 か月往復定期乗車券 6,480 円 3 か月往復定期乗車券 18,470 円 6 か月往復定期乗車券 34,990 円 12 か月往復定期乗車券 62,210 円 小児（小学生以下） 1 か月往復定期乗車券 3,240 円 3 か月往復定期乗車券 9,240 円 6 か月往復定期乗車券 17,500 円 12 か月往復定期乗車券 31,110 円	1 か月片道定期乗車券 3,240 円 3 か月片道定期乗車券 9,240 円 6 か月片道定期乗車券 17,500 円 12 か月片道定期乗車券 31,110 円 1 か月片道定期乗車券 1,620 円 3 か月片道定期乗車券 4,620 円 6 か月片道定期乗車券 8,750 円 12 か月片道定期乗車券 15,560 円	1. 対象者は、学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条に規定する各種学校の通学者とする 2. 適用路線は、上越市市町村運営有償運送の全路線 3. 有効期間は、【1 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 1 か月 【3 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 3 か月 【6 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 6 か月 【12 か月定期券】定期券の利用を開始する日から当該年度末まで 4. 市営バス学生定期乗車券は、乗車回数を限定しない 5. 令和 3 年 4 月 1 日から実施
	市営バス一般定期乗車券	大人（中学生以上） 1 か月往復定期乗車券 7,680 円 3 か月往復定期乗車券 21,890 円 6 か月往復定期乗車券 41,470 円 小児（小学生以下） 1 か月往復定期乗車券 3,840 円 3 か月往復定期乗車券 10,950 円 6 か月往復定期乗車券 20,740 円	1 か月片道定期乗車券 3,840 円 3 か月片道定期乗車券 10,950 円 6 か月片道定期乗車券 20,740 円 1 か月片道定期乗車券 1,920 円 3 か月片道定期乗車券 5,480 円 6 か月片道定期乗車券 10,370 円	1. 適用路線は、上越市市町村運営有償運送の全路線 2. 有効期間は、【1 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 1 か月 【3 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 3 か月 【6 か月定期券】定期券の利用を開始する日から 6 か月 3. 市営バス一般定期乗車券は、乗車回数を限定しない 4. 令和 3 年 4 月 1 日から実施

種	類	対価の額	適用方法
	市営バス学生乗 継定期乗車券	<p>大人（中学生以上）</p> <p>1 か月往復定期乗車券    ～6,480 円    1 か月片道定期乗車券    ～3,240 円</p> <p>3 か月往復定期乗車券    ～18,470 円    3 か月片道定期乗車券    ～9,240 円</p> <p>6 か月往復定期乗車券    ～34,990 円    6 か月片道定期乗車券    ～17,500 円</p> <p>12 か月往復定期乗車券    ～62,210 円    12 か月片道定期乗車券    ～31,110 円</p> <p>小児（小学生以下）</p> <p>1 か月往復定期乗車券    ～3,240 円    1 か月片道定期乗車券    ～1,620 円</p> <p>3 か月往復定期乗車券    ～9,240 円    3 か月片道定期乗車券    ～4,620 円</p> <p>6 か月往復定期乗車券    ～17,500 円    6 か月片道定期乗車券    ～8,750 円</p> <p>12 か月往復定期乗車券    ～31,110 円    12 か月片道定期乗車券    ～15,560 円</p> <p>未就学児は無賃</p>	<p>1. 対象者は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校の通学者とする</p> <p>2. 次の路線間を乗り継ぐとする場合に適用</p> <p>(1) 宮口線と宇津俣線</p> <p>(2) 新井・板倉線と上関田線</p> <p>(3) 新井・板倉線と山寺薬師・菰立線</p> <p>(4) 清里線と櫛池線</p> <p>3. 有効期間は、【1か月定期券】定期券の利用を開始する日から1か月 【3か月定期券】定期券の利用を開始する日から3か月 【6か月定期券】定期券の利用を開始する日から6か月 【12か月定期券】定期券の利用を開始する日から当該年度末まで</p> <p>4. 市営バス学生乗継定期乗車券は、乗車回数を限定しない</p> <p>5. 令和3年4月1日から実施</p>
定期旅客運賃	市営バス一般乗 継定期乗車券	<p>大人（中学生以上）</p> <p>1 か月往復定期乗車券    ～7,680 円    1 か月片道定期乗車券    ～3,840 円</p> <p>3 か月往復定期乗車券    ～21,890 円    3 か月片道定期乗車券    ～10,950 円</p> <p>6 か月往復定期乗車券    ～41,470 円    6 か月片道定期乗車券    ～20,740 円</p> <p>小児（小学生以下）</p> <p>1 か月往復定期乗車券    ～3,840 円    1 か月片道定期乗車券    ～1,920 円</p> <p>3 か月往復定期乗車券    ～10,950 円    3 か月片道定期乗車券    ～5,480 円</p> <p>6 か月往復定期乗車券    ～20,740 円    6 か月片道定期乗車券    ～10,370 円</p> <p>未就学児は無賃</p>	<p>1. 次の路線間を乗り継ぐとする場合に適用</p> <p>(1) 宮口線と宇津俣線</p> <p>(2) 新井・板倉線と上関田線</p> <p>(3) 新井・板倉線と山寺薬師・菰立線</p> <p>(4) 清里線と櫛池線</p> <p>2. 有効期間は、【1か月定期券】定期券の利用を開始する日から1か月 【3か月定期券】定期券の利用を開始する日から3か月 【6か月定期券】定期券の利用を開始する日から6か月</p> <p>3. 市営バス一般乗継定期乗車券は、乗車回数を限定しない</p> <p>4. 令和3年4月1日から実施</p>
	市営バス東飛山 線サポーター乗 車券	<p>1 世帯 2,000 円</p>	<p>1. 対象者は、市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した世帯員全員 （市営バス東飛山線サポーター乗車券に記載されている世帯員）</p> <p>2. 適用路線は、東飛山線</p> <p>3. 有効期間は、市営バス東飛山線サポーター乗車券を購入した日から当該年度末までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>4. 市営バス東飛山線サポーター乗車券は、乗車回数を限定しない</p> <p>5. 令和2年4月1日から実施</p>

種	類	対価の額	適用方法
	身体障害者割引 知的障害者割引 精神障害者割引 児童福祉法適用者割引	普通旅客運賃の5割引 以下の定期旅客運賃の3割引 市営バス学生定期乗車券 市営バス一般定期乗車券 市営バス学生乗継定期乗車券 市営バス一般乗継定期乗車券 (割り引いて得た額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する)	1. 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者が手帳等を提示又は提出した者及びその介助人又は付添人 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 都道府県知事が発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する施設の長が発行する運賃割引証を提出する者 2. 他の旅客運賃の割引との併用不可 3. 令和3年4月1日から実施
旅客運賃の割引	乗継割引	普通旅客運賃から大人(中学生以上)100円引、小児(小学生以下)50円引	1. 対象者は、バス乗継割引券の発行日当日に当該割引券を提出された者 2. 次の路線間を乗り継ごうとする場合に適用 (1) 宮口線と宇津保線 (2) 大池線と南川線 (3) 新井・板倉線と上関田線 (4) 新井・板倉線と山寺薬師・菰立線 (5) 清里線と櫛池線 3. 他の旅客運賃の割引との併用不可 4. 令和3年4月1日から実施
	市長が必要と認めるもの	普通旅客運賃に割引率を乗じた額 (割引率は市長が別途定める)	1. 需要を喚起するなど市長が必要と認める場合 2. 他の旅客運賃の割引との併用不可 3. 平成28年4月1日から実施

【定期乗車券の計算方法】

乗車券		券種		計算方法
市営バス学生定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1か月定期乗車券	普通旅客運賃の額に60を乗じて得た額からその4割6分を割り引いた額
			3か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に3を乗じて得た額からその5分を割り引いた額
			6か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に6を乗じて得た額からその1割を割り引いた額
			12か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に12を乗じて得た額からその2割を割り引いた額
	小児定期乗車券	片道定期乗車券	往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額	
大人定期乗車券	小児定期乗車券	大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額		

乗車券		券種		計算方法
市営バス一般定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1か月定期乗車券	普通旅客運賃の額に60を乗じて得た額からその3割6分を割り引いた額
			3か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に3を乗じて得た額からその5分を割り引いた額
			6か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に6を乗じて得た額からその1割を割り引いた額
	小児定期乗車券	片道定期乗車券	往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額	
大人定期乗車券	小児定期乗車券	大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額		

乗車券		券種		計算方法
市営バス学生乗継定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1か月定期乗車券	「起点となる停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」から「乗継を行う停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」を引いた額
			3か月定期乗車券	ただし、市営バス学生定期乗車券の1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額を上限とする
			6か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に3を乗じて得た額からその5分を割り引いた額
			12か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に6を乗じて得た額からその1割を割り引いた額
	小児定期乗車券	片道定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に12を乗じて得た額からその2割を割り引いた額	
大人定期乗車券	小児定期乗車券	往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額		
大人定期乗車券	小児定期乗車券	大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額		

乗車券		券種		計算方法
市営バス一般乗継定期乗車券	大人定期乗車券	往復定期乗車券	1か月定期乗車券	「起点となる停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」から「乗継を行う停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」を引いた額
			3か月定期乗車券	ただし、市営バス一般定期乗車券の1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額を上限とする
			6か月定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に3を乗じて得た額からその5分を割り引いた額
	小児定期乗車券	片道定期乗車券	1か月往復定期乗車券による定期旅客運賃の額に6を乗じて得た額からその1割を割り引いた額	
大人定期乗車券	小児定期乗車券	往復定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額		
大人定期乗車券	小児定期乗車券	大人定期乗車券による定期旅客運賃の額からその5割を割り引いた額		

※割り引いて得た額に10円未満の端数がある場合は、当該端数を四捨五入する。

※市営バス学生乗継定期乗車券及び市営バス一般乗継定期乗車券における「起点となる停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」及び「乗継を行う停留所から終点となる停留所までの定期旅客運賃の額」は、上越市営バスの運行及び管理に関する要綱別表第6及び別表第7のとおり計算する。

令和 5年 月 日

上越市長 中川 幹太 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別  
交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村  
(名 称) 上越市地域公共交通活性化協議会  
(対象市町村) 上越市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日  
令和 年 月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名  
(名 称) 上越市  
(住 所) 新潟県上越市木田1丁目1番3号  
(代表者の氏名) 上越市長 中川 幹太

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

路線名：旭線、菖蒲線、牧区予約型コミュニティバス、宇津俣線、高谷・平山線、  
坪山線、大池線、東飛山線、上関田線、山寺薬師・菰立線、櫛池線

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

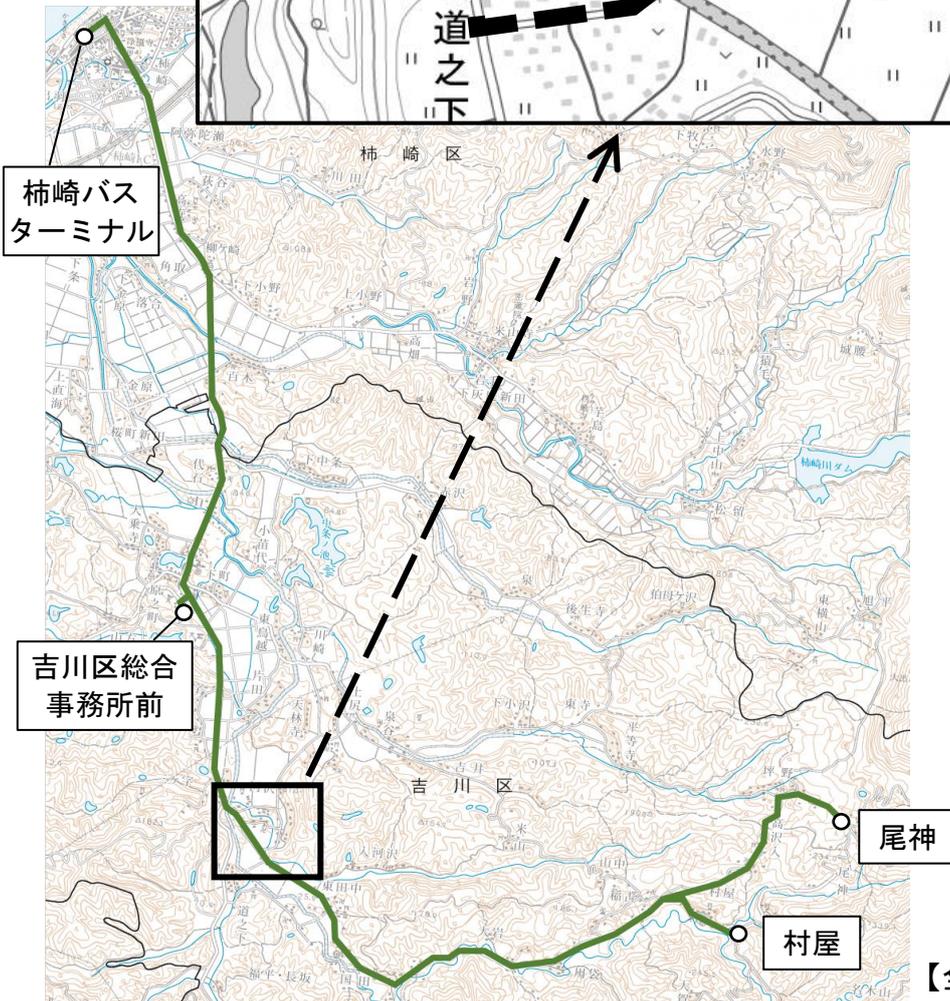
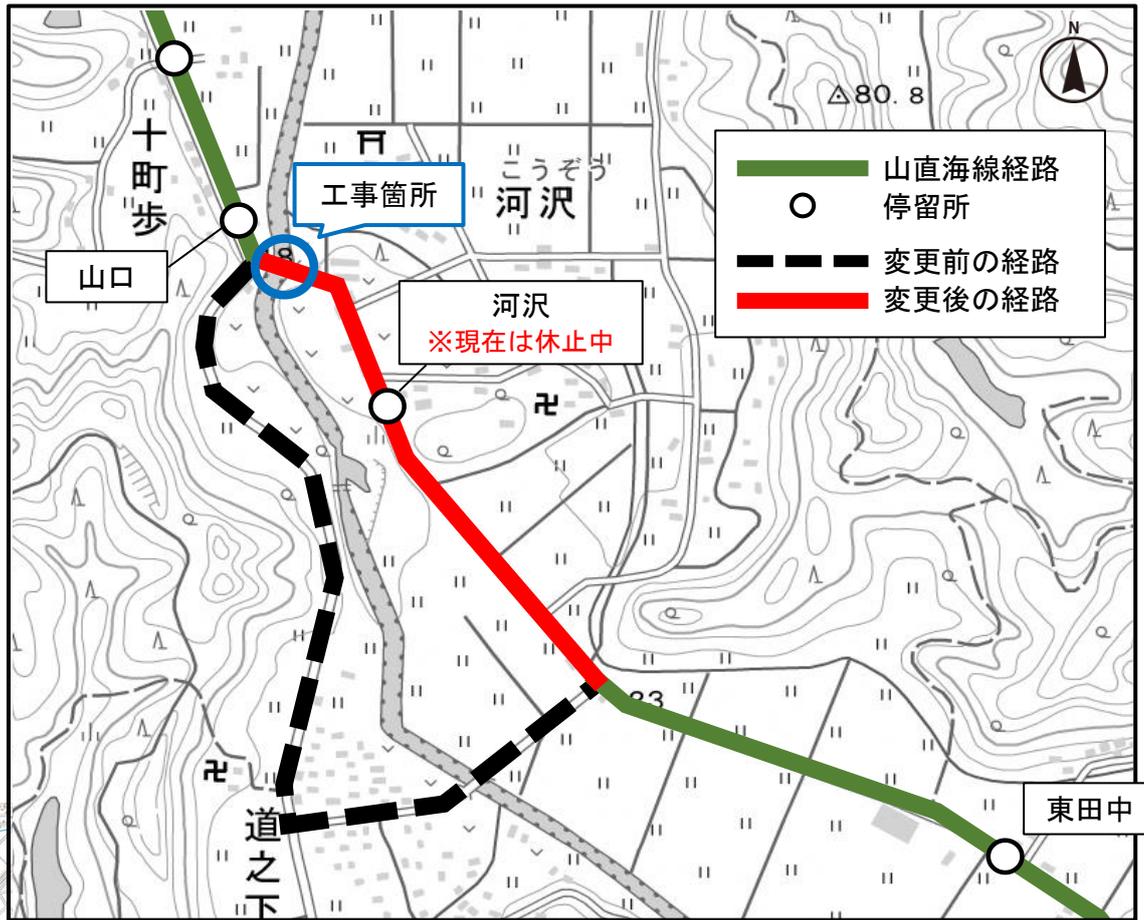
令和 年 月 日

上越市地域公共交通活性化協議会 会長 野上 伊織



山直海線 路線図(案)

【拡大図】



【全体図】

《地図の出典》 国土地理院発行5万分の1地形図、国土地理院ウェブサイト掲載の地理院タイルを加工して作成



山直海線 時刻表 (案)

【村屋・尾神発→柿崎バスターミナル着】

主な停留所	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便
尾神	-	7:32	-	11:09	12:05	-	15:48	17:00	-
坪野東	-	7:34	-	11:11	12:07	-	15:50	17:02	-
高沢入北	-	7:39	-	11:16	12:12	-	15:55	17:07	-
村屋	6:33	7:45	9:01	11:22	12:18	14:45	16:01	17:13	17:39
吉原	6:34	7:46	9:02	11:23	12:19	14:46	16:02	17:14	17:40
川袋	6:36	7:48	9:04	11:25	12:21	14:48	16:04	17:16	17:42
上岩野	6:38	7:50	9:06	11:27	12:23	14:50	16:06	17:18	17:44
国田	6:41	7:53	9:09	11:30	12:26	14:53	16:09	17:21	17:47
東田中	6:43	7:55	9:11	11:32	12:28	14:55	16:11	17:23	17:49
河沢	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
山口	6:47	7:59	9:15	11:36	12:32	14:59	16:15	17:27	17:53
深沢	6:49	8:01	9:17	11:38	12:34	15:01	16:17	17:29	17:55
吉川小学校	↓	8:04	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
吉川区総合事務所前	6:53	8:05	9:21	11:42	12:38	15:05	16:21	17:33	17:59
原之町	6:55	8:07	9:23	11:44	12:40	15:07	16:23	17:35	18:01
吉川支援学校前	6:56	8:08	9:24	11:45	12:41	15:08	16:24	17:36	18:02
柿崎病院前	7:08	8:20	9:36	11:57	12:53	15:20	16:36	17:48	18:14
柿崎バスターミナル	7:10	8:22	9:38	11:59	12:55	15:22	16:38	17:50	18:16

【柿崎バスターミナル発→村屋・尾神着】

主な停留所	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便
柿崎バスターミナル	8:22	10:15	11:11	13:21	14:54	16:06	17:00	17:58	18:45
柿崎病院前	8:24	10:17	11:13	13:23	14:56	16:08	17:02	18:00	18:47
吉川支援学校前	8:36	10:29	11:25	13:35	15:08	16:20	17:14	18:12	18:59
原之町	8:37	10:30	11:26	13:36	15:09	16:21	17:15	18:13	19:00
吉川小学校	↓	↓	↓	↓	15:10	16:22	↓	↓	↓
吉川区総合事務所前	8:39	10:32	11:28	13:38	15:11	16:23	17:17	18:15	19:02
深沢	8:42	10:35	11:31	13:41	15:14	16:26	17:20	18:18	19:05
山口	8:44	10:37	11:33	13:43	15:16	16:28	17:22	18:20	19:07
河沢	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
東田中	8:48	10:41	11:37	13:47	15:20	16:32	17:26	18:24	19:11
国田	8:50	10:43	11:39	13:49	15:22	16:34	17:28	18:26	19:13
上岩野	8:53	10:46	11:42	13:52	15:25	16:37	17:31	18:29	19:16
川袋	8:55	10:48	11:44	13:54	15:27	16:39	17:33	18:31	19:18
吉原	8:58	10:51	11:47	13:57	15:30	16:42	17:36	18:34	19:21
村屋	8:59	10:52	11:48	13:58	15:31	16:43	17:37	18:35	19:22
高沢入北	-	10:59	11:55	-	15:38	16:50	-	18:42	-
坪野東	-	11:05	12:01	-	15:44	16:56	-	18:48	-
尾神	-	11:07	12:03	-	15:46	16:58	-	18:50	-

変更前

2分遅く

主な停留所	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便
尾神	-	7:34	-	11:11	12:07	-	15:50	17:02	-
坪野東	-	7:36	-	11:13	12:09	-	15:52	17:04	-
高沢入北	-	7:41	-	11:18	12:14	-	15:57	17:09	-
村屋	6:35	7:47	9:03	11:24	12:20	14:47	16:03	17:15	17:41
吉原	6:36	7:48	9:04	11:25	12:21	14:48	16:04	17:16	17:42
川袋	6:38	7:50	9:06	11:27	12:23	14:50	16:06	17:18	17:44
上岩野	6:40	7:52	9:08	11:29	12:25	14:52	16:08	17:20	17:46
国田	6:43	7:55	9:11	11:32	12:28	14:55	16:11	17:23	17:49
東田中	6:45	7:57	9:13	11:34	12:30	14:57	16:13	17:25	17:51
河沢	6:46	7:58	9:14	11:35	12:31	14:58	16:14	17:26	17:52
山口	6:47	7:59	9:15	11:36	12:32	14:59	16:15	17:27	17:53
深沢	6:49	8:01	9:17	11:38	12:34	15:01	16:17	17:29	17:55
吉川小学校	↓	8:04	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
吉川区総合事務所前	6:53	8:05	9:21	11:42	12:38	15:05	16:21	17:33	17:59
原之町	6:55	8:07	9:23	11:44	12:40	15:07	16:23	17:35	18:01
吉川支援学校前	6:56	8:08	9:24	11:45	12:41	15:08	16:24	17:36	18:02
柿崎病院前	7:08	8:20	9:36	11:57	12:53	15:20	16:36	17:48	18:14
柿崎バスターミナル	7:10	8:22	9:38	11:59	12:55	15:22	16:38	17:50	18:16

2分早く

主な停留所	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便
柿崎バスターミナル	8:22	10:15	11:11	13:21	14:54	16:06	17:00	17:58	18:45
柿崎病院前	8:24	10:17	11:13	13:23	14:56	16:08	17:02	18:00	18:47
吉川支援学校前	8:36	10:29	11:25	13:35	15:08	16:20	17:14	18:12	18:59
原之町	8:37	10:30	11:26	13:36	15:09	16:21	17:15	18:13	19:00
吉川小学校	↓	↓	↓	↓	15:10	16:22	↓	↓	↓
吉川区総合事務所前	8:39	10:32	11:28	13:38	15:11	16:23	17:17	18:15	19:02
深沢	8:42	10:35	11:31	13:41	15:14	16:26	17:20	18:18	19:05
山口	8:44	10:37	11:33	13:43	15:16	16:28	17:22	18:20	19:07
河沢	8:45	10:38	11:34	13:44	15:17	16:29	17:23	18:21	19:08
東田中	8:46	10:39	11:35	13:45	15:18	16:30	17:24	18:22	19:09
国田	8:48	10:41	11:37	13:47	15:20	16:32	17:26	18:24	19:11
上岩野	8:51	10:44	11:40	13:50	15:23	16:35	17:29	18:27	19:14
川袋	8:53	10:46	11:42	13:52	15:25	16:37	17:31	18:29	19:16
吉原	8:56	10:49	11:45	13:55	15:28	16:40	17:34	18:32	19:19
村屋	8:57	10:50	11:46	13:56	15:29	16:41	17:35	18:33	19:20
高沢入北	-	10:57	11:53	-	15:36	16:48	-	18:40	-
坪野東	-	11:03	11:59	-	15:42	16:54	-	18:46	-
尾神	-	11:05	12:01	-	15:44	16:56	-	18:48	-

変更後

※赤字は土曜・日曜・祝日運休 ※8/15・8/16及び12/29～1/3は全便運休 ※緑色はデマンド区間（乗車する場合、柿崎バスターミナル発時刻の1時間前までに電話予約が必要）

